

## 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

### 一 諮問事項

(安全保障会議設置法第二条関係)

国家安全保障会議(以下「会議」という。)に諮ることとされている事項のうち、武力攻撃事態等及び周辺事態への対処、自衛隊の活動、国防並びに重大緊急事態への対処に関する重要事項は、内閣総理大臣が必要と認めるものについて会議に諮らなければならないこと。

### 二 情報の一元化及び提出義務の明確化

(安全保障会議設置法第六条関係)

1 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならないこと。

2 内閣官房長官は、会議に対して行われる資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力の状況について整理し、議長に報告するものとする。

### 三 議事録の作成

(安全保障会議設置法第十一条関係)

会議の議事については、議事録を作成しなければならないこと。

四 内閣官房副長官の増員及び国家安全保障危機管理担当内閣官房副長官の指定 (内閣法第十四条関係)

内閣官房に、内閣官房副長官一人を増員するとともに、内閣総理大臣は、内閣官房副長官の中から、国家安全保障及び危機管理に関する事務をつかさどる者を指定するものとする。

五 内閣安全保障危機管理監の設置

(内閣法第十五条関係)

1 内閣官房に、内閣安全保障危機管理監一人を置くこと。

2 内閣安全保障危機管理監は、内閣官房長官及び四の内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの並びに危機管理に関するもの(国の防衛に関するものを除く。)を掌理すること。

六 国家安全保障局の設置規定の削除

(内閣法改正案第十七条関係)

国家安全保障局は、置かないものとする。

七 国家安全保障担当総理補佐官の設置規定の削除

(内閣法改正案第二十一条関係)

国家安全保障に関する重要政策を担当する内閣総理大臣補佐官は、置かないものとする。

八 その他

その他所要の規定の整理を行うものとする。